

放射能対策連絡会議幹事の官職の指定について

令和4年4月8日
放射能対策連絡会議
議長決定
令和5年9月11日
一部改正

放射能対策連絡会議の設置について（平成15年11月21日内閣官房長官決裁）第3項の規定に基づき、放射能対策連絡会議幹事の官職を以下のとおり指定する。

内閣官房 内閣参事官（内閣官房副長官補（内政）付）
内閣官房 内閣参事官（内閣官房副長官補（外政）付）
内閣官房 内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付）
内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（災害緊急事態対処担当）
内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（総括担当）
内閣府 食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課長
警察庁 警備局 警備運用部 警備第三課長
消費者庁 消費者安全課長
総務省 国際戦略局 技術政策課長
消防庁 予防課 特殊災害室長
外務省 総合外交政策局 軍縮不拡散・科学部 不拡散・科学原子力課 国際原子力協力室長
財務省 大臣官房 総合政策課 政策推進室長
文部科学省 研究開発局 原子力課長
厚生労働省 大臣官房 厚生科学課 災害等危機管理対策室長
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究企画課長
水産庁 増殖推進部 研究指導課長
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課長
国土交通省 大臣官房 参事官（運輸安全防災）
気象庁 総務部 参事官（気象・地震火山防災）
海上保安庁 総務部 危機管理官
環境省 水・大気環境局 環境管理課長
原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 監視情報課 放射線環境対策室長
防衛装備庁 技術戦略部 技術計画官